

2007. 11. 14

金融審議会第一部会

## 銀証ファイアーウォール規制の見直しについて



株式会社三井住友銀行  
國部 毅

## I . 銀証ファイアーウォール規制見直しの目的・メリット

## I - 1. 銀証ファイアーウォール規制見直しの目的・メリット

- お客様の利便性向上と、わが国金融・資本市場の国際化・競争力の強化が期待される

### お客様の利便性向上

- 銀証一体運営により、複合的かつ高度な金融商品・サービスが提供される
- 資金調達・運用において、直接・間接金融の条件を比較し即時・最適に選択可能
- 銀行チャネルが資本市場へのパイプとして開かれることにより、一層広範なお客さまに高度な金融商品・サービスが提供される 等

### わが国金融・資本市場の国際化・競争力の強化

- 国際的な規制のイコールフットイングを通じた国際競争力の強化
- 直接金融市場へのアクセス拡大による、わが国金融・資本市場の競争力強化・地位向上
- 銀行・証券の人材・インフラ・ノウハウの有効活用を通じた経営効率化 等

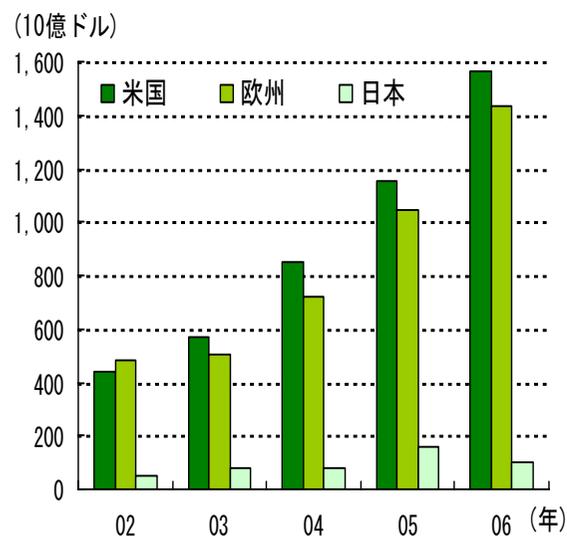
- 「貯蓄から投資へ」の流れの中で、お客様の利便性向上を実現
- わが国金融・資本市場の国際化・競争力の強化という政策目標の実現

情報共有や兼職等を通じた銀証一体運営の実現が望まれる

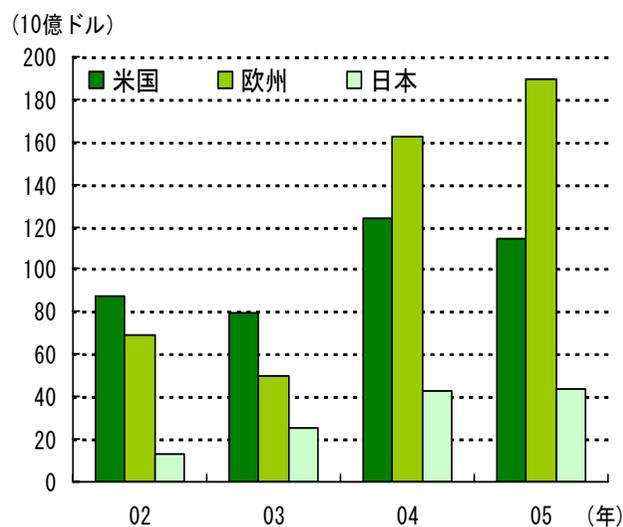
## I-2. 法人マーケットにおけるメリット : 現況

- わが国におけるM&A、株式発行額、債券発行額は欧米対比小規模
- 各国の市場環境の相違等はあるものの、グループ化した銀行・証券の連携を妨げる、わが国固有の規制も影響

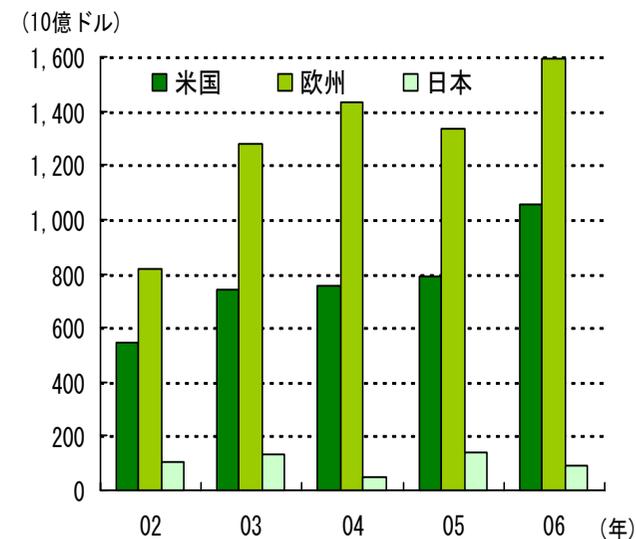
【 M & A 】



【 株式発行額 】



【 債券発行額 】

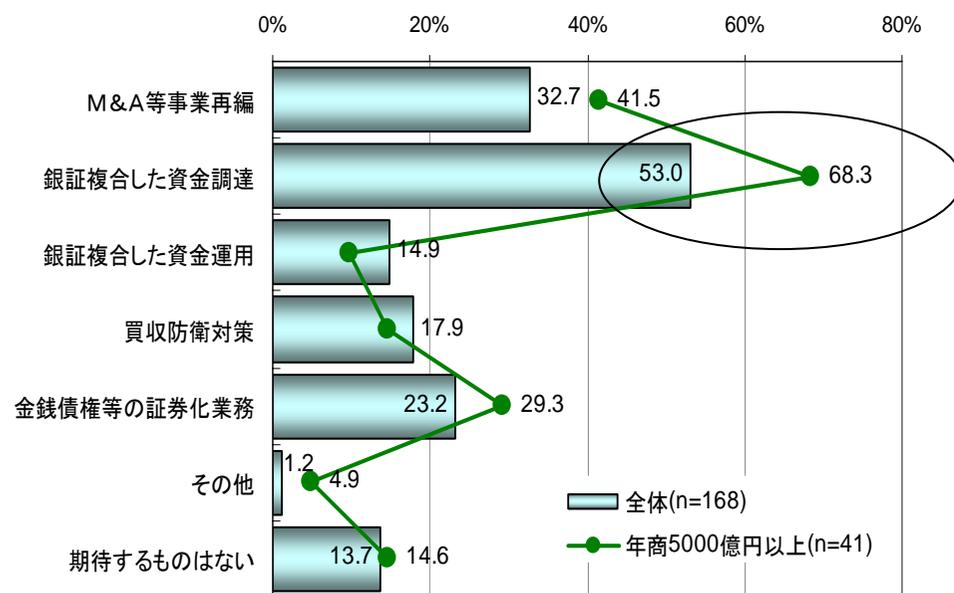


(資料) Thomson Financial「International Financing Review」、Bloombergデータベースより。M&Aは公表 (announced) ベース。株式発行額は国籍ベース、債券発行額は各地域の市場合計額。

## I-2. 法人マーケットにおけるメリット

- 資金調達手段の多様化・高度化に応じた、銀行・証券の各プロダクトを含む複合的な提案が、市場環境に応じて機動的に実施される
- 結果として、企業の資金調達の円滑化・効率化、資本市場の活性化・地位向上が期待可能

銀証連携で期待すること  
(本年2月実施顧客アンケート)



### 現在の問題点と銀証連携強化による効果

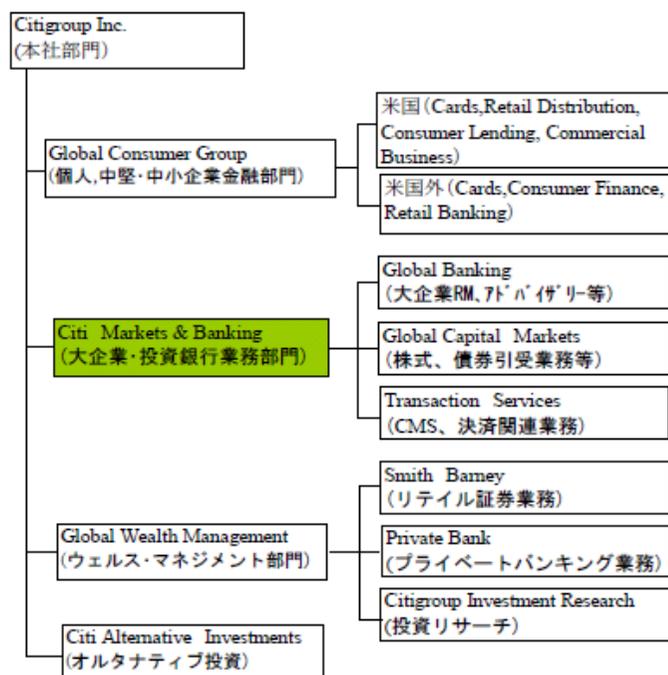
- ➡ 銀行は証券サービスの概要しか説明できず、お客さまは提案の良否を十分に判断できない
  - ▶ 直接・間接金融、流動化による調達等における諸条件を、即時に比較可能に
- ➡ 市場環境に応じた機動的な提案がなされず、調達機会を逸するケースが存在
  - ▶ 市場環境に応じ、直接・間接金融を機動的に使い分けることが可能に

## I-2. 法人マーケットにおけるメリット：米国における銀証一体運営

- 欧米主要行は、法人格でなく顧客層により区分された事業部門ごとに業務運営
- 法人格を超えて、お客さまにベストのソリューションを提供するビジネスモデルが世界的にはデファクト・スタンダード

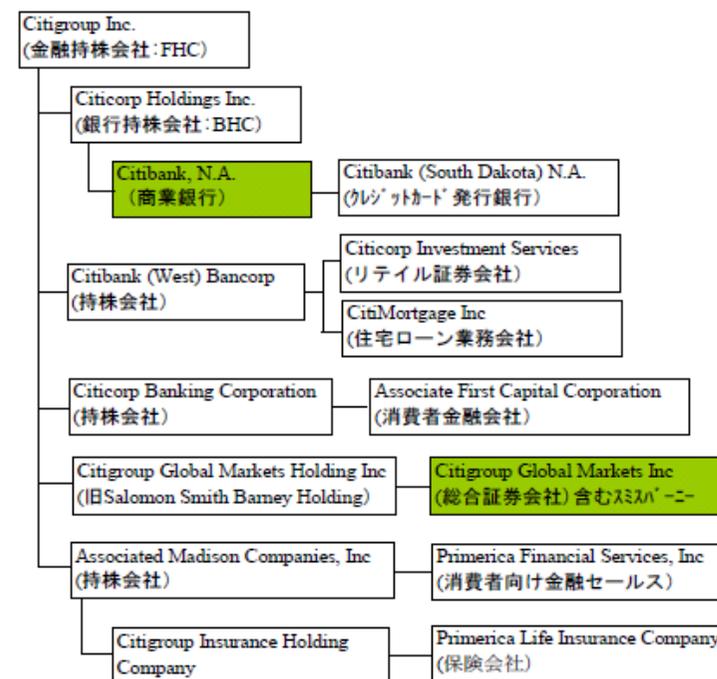
### Citigroupにみる顧客対応上の組織と法人格上の組織

#### <顧客対応上の組織>



(資料) Citigroup HP等より作成。  
 (注) 一部中間法人を省略

#### <法人格上の組織>

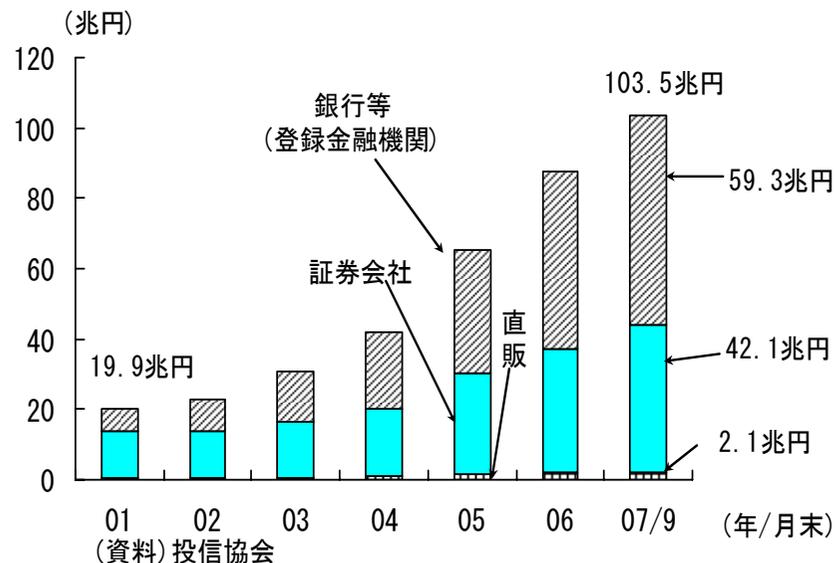


情報共有・兼職・クロスマーケティング等が可能

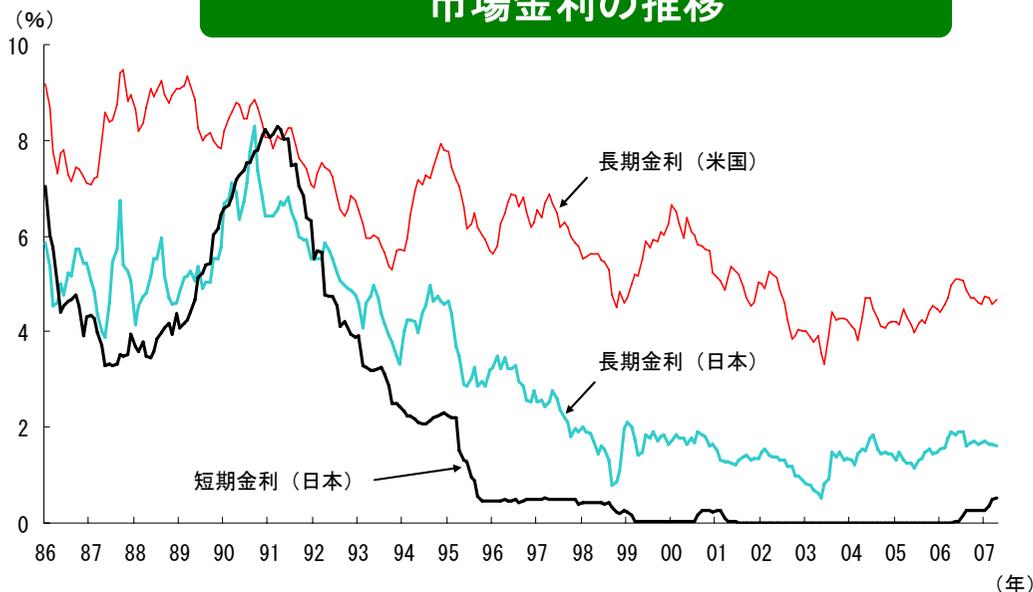
# I-3. 個人マーケットにおけるメリット : 現況

- 投信の銀行窓販開始等により、「貯蓄から投資へ」の流れは着実に進んできたが、銀行預金の割合は依然として高い
- 低成長・低金利の状況下、高齢化の進展に伴って、個人が運用によって老後の生活資金等を確保していくことが不可欠に

## 株式投信の残高推移 (着実に間口を拡大)



## 市場金利の推移



## 家計の金融資産構成 (07/6末,%)

	日本	米国
現預金	778兆円 <b>50.0</b>	12.4
債券	44兆円 2.8	<b>7.0</b>
株式・出資金	190兆円 12.2	<b>31.7</b>
投資信託	78兆円 5.0	<b>14.3</b>
保険・年金	403兆円 25.9	31.2
その他	64兆円 4.1	3.5
合計	1,555兆円 100.0	100.0

## I-3. 個人マーケットにおけるメリット

- 「貯蓄から投資へ」の流れのなかで、銀行・証券に跨る運用商品の開発・提供を通じたお客さまの利便性向上

### 現在の問題点

➡ 銀行・証券は、それぞれが取り扱う商品の範囲内で最適と考えられる商品を提案

➡ 銀行・証券双方の商品に関する総合的な報告書やコンサルティングへのニーズは非常に強いが、限定的にしか提供されず

➡ 銀行の証券仲介業では、実態的に外債等のみの限られた商品ラインとなっている

### 銀証連携強化による効果

● 銀行・証券に跨る幅広い金融資産の中から、お客さまのリスク許容度等に応じた最適な商品を提案可能

● 銀行・証券に跨る幅広い金融資産を網羅した詳細な報告書(運用実績や残高等)の作成やコンサルティングを実施可能

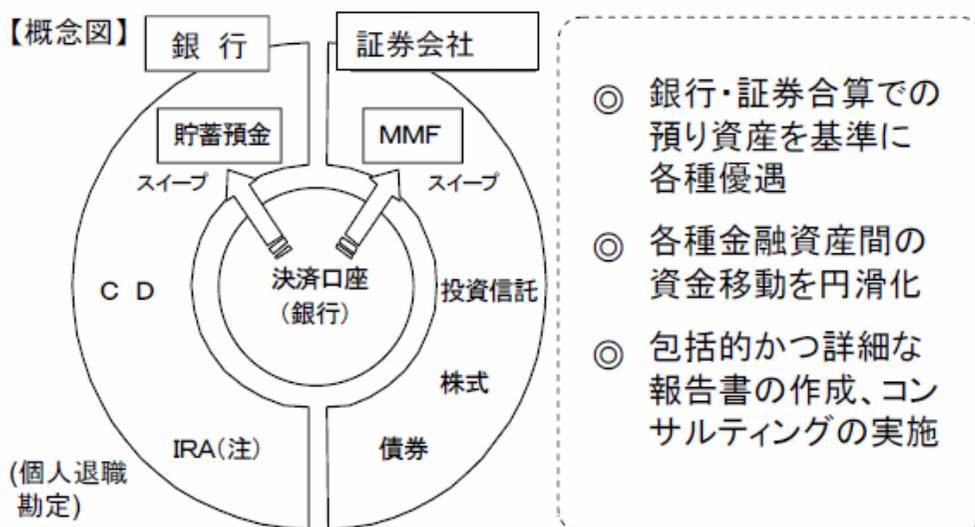
● 情報分断に起因するシステムコストや人的資源の重複等の問題が解消

● 銀行・証券に跨る各種金融資産間の資金移動を円滑に実施すること等が可能に

# I-3. 個人マーケットにおけるメリット : 米国における実例

- 既に銀証一体運営が実現している米国では、銀行の提供する金融商品と証券の提供する金融商品を一体的に管理する口座を開発・提供
- 充実した報告書の作成やコンサルティングの実施、銀行・証券に跨る各種金融資産間の円滑な資金移動等が可能

## 米国における銀証一体口座



## 具体的な商品性 (Citigoldの場合)

決済口座	・ 付利、無利息決済口座
最低預り資産残高 口座維持手数料	・ 銀行証券合算での預り資産残高が10万ドル以上 ・ 上記残高に達しない場合、 月間口座維持手数料25ドル
投資機能	
投資サービス	・ ローン、保険等の専門家によるアドバイス (チーム制) に加え、証券会社の担当者による運用アドバイス ・ 証券口座と銀行口座間は即時・無料の資金移動可 ・ 証券口座の手数料優遇 ・ 決済、借入、保険、運用の各口座を一元管理して報告書を作成
特典	
A T M カード	・ 手数料無料 ・ デビット、クレジットの年会費無料
金利優遇等	・ 当座貸越、証券担保ローン、 モーゲージ金利・手数料、 ネットバンキング手数料

## Ⅱ．弊害防止のためのコンプライアンス体制の確立

## Ⅱ－１．指摘されている弊害についての論点

■ 銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴い、指摘されている弊害は、

- ① 有害な利益相反行為
- ② 優越的地位の濫用
- ③ 個人情報保護水準の低下

### 指摘されている弊害についての論点

項目	指摘事項	主な対象顧客
有害な利益相反行為	金融グループ内において、投資銀行業務が活発に行われる結果、有害な利益相反行為が行われる懸念	法人
優越的地位の濫用	与信取引において優越的な地位に立つことがある銀行が、その地位を利用して証券取引を強制する懸念	
個人情報保護水準の低下	銀証ファイアーウォール規制が撤廃された場合、個人情報保護水準が低下する懸念	個人

## Ⅱ-2. 有害な利益相反行為への対応 : 欧米主要行

- 有害な利益相反行為の画一的な定義は困難
- このため、欧米では、問題のある行為をしっかりと管理・排除する体制整備を金融機関に求め、当局がその実施状況をモニタリング

### 米国・英国における利益相反関連規制の概要

米 国（明示的な法規制は存在しない）	英 国（明示的な法規制は存在しない）
<p>監督マニュアルにおいて、金融機関が自主的に管理するための適切なポリシー・手続きの制定を要求。</p> <p>金融機関の自主的取り組みに向けて、規制当局がガイダンス等を規定（独立した監視部署の設置等）</p>	<p>UK FSAのPrinciple8に記載（「金融機関は利益相反を公正に管理しなければならない」）。</p> <p>監督マニュアルにおいて、金融機関が自主的に管理するためのポリシー策定を求めるとともに、利益相反の可能性がある場合の対応策等を規定。</p>

### 米国主要行における利益相反問題への主な対応状況（米弁護士事務所ヒアリング）

管理対象	主にパブリック情報とプライベート情報が交錯する投資銀行部門が対象。同部門における各種アドバイザリー、ファイナンス（デット、エクイティ）は全て対象。
審査ポイント	リーガルリスク、レピュテーション・リスクが主要な検証ポイント。取引の謝絶が必要か、又は①ディスクロ、②顧客同意、③情報隔壁等の手法により対処可能かどうか等を審査。
組 織	原則として独立部署を設けて管理。

## Ⅱ－3. 銀行界における優越的地位の濫用防止への対応

独占禁止法上の規定	銀行法上の規定
事業者は、不公正な取引方法(「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」等)を用いてはならない。	「顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為」を禁止

### 優越的地位の濫用防止のための全銀協の主な活動

- 全銀協、「銀行の公正取引に関する手引」を改訂(2006年6月、独禁法・銀行法改正等に対応)
- 全銀協、会員各行に対し独占禁止法遵守に関する対応状況等のアンケートを実施(2006年11月、本年2月結果を還元・公表するとともにコンプライアンス強化に取り組むよう周知)

### (参考) 三井住友銀行における優越的地位の濫用防止のための体制整備

- 独占禁止法の遵守状況を確認する専担部署を設置。
- 優越的地位の濫用とみなされる、又はその恐れのある行為を防止するためのルールの策定及び研修を実施。
- 提案書に記載のフリーダイヤルを通じて、直接お客さまからご相談・ご照会・苦情等を受付(法人向け全商品の提案書に掲載済み)。
- 一般の苦情等を含め、疑いのある取引を独自に調査(お客さまに直接架電等)。
- 商品販売体制に係る顧客アンケートを実施し、販売体制における問題の有無を調査・確認。

## Ⅱ－４．個人情報保護について

- 銀証ファイアーウォール規制の見直し後も、個人情報保護法は維持される。
- 保護対象の「情報」は、個人情報保護法上の「個人情報」の方が幅広い。  
また、第三者への提供に際しては、事前に同意又はオプトアウト等の明示が必要。

### 個人情報保護法と現行銀証FW規制における主な個人情報保護措置

	個人情報保護法	現行FW規制
対象となる「情報」	「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」	「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」
第三者提供時の保護措置	・事前の同意 ・次の場合は第三者提供可 ①オプトアウト(事前に明示する必要) ②共同利用(事前に明示する必要)	・事前の書面による同意

### Ⅲ. ファイアーウォール規制見直しの方向性

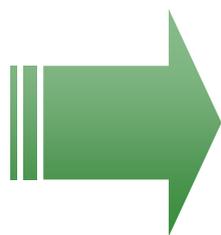
#### 基本的な考え方

- FW規制は、「有害な利益相反行為の防止と優越的地位の濫用防止」という目的を達成するための「手段」としての事前規制
- これらの目的を実現するために、FW規制という手段が必要かどうかを検証する場合には、顧客利便性の向上、金融資本市場の国際化・競争力の強化、十分な顧客保護という視点から検証することが必要
- あわせて、欧米における規制とのイコールフットイングを図ることが必要

欧米と同様の銀証一体運営を実現するとともに、指摘されている弊害については、顧客保護上必要な体制整備を金融機関に求め、それを監督当局がモニタリングする手法に移行することが合理的

### Ⅲ. 見直しの方向性 : 具体的な方向性

- 金融グループ内における銀行と証券会社間での情報共有を許容(現行非公開(融資等)情報)
- 金融グループ内における銀証役職員の兼職及びクロスマーケティングを通じて、銀証プロダクトの一括提供を許容

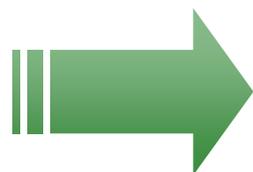


- 銀行・証券それぞれのプロダクトを含む最適な資金調達、運用プランの円滑な提供が可能に
- 総合的な報告書の作成やコンサルティングを行い、顧客のリスク許容度等に応じた最適な提案を行うこと等が可能に

- 事前規制としてのファイアーウォール規制を廃止・緩和する一方、有害な利益相反行為や優越的地位の濫用をしっかりと防止
- この目的の実現のためには、金融機関の自主的取り組みと監督当局のモニタリングを組み合わせる欧米型規制フレームの採用が合理的

### Ⅲ. 見直しの方向性 : 具体的な方向性

- お客さまにメリットのある銀行・証券プロダクトの一括提供が、いわゆる「抱き合わせ販売」や銀行法上のアームスレングスルールに該当することがない旨解釈を明確化



- いわゆる「抱き合わせ販売」の規制目的である優越的地位の濫用をしっかりと防止すると同時に、お客さまにメリットのある商品の提供を促進

#### 更なる国際競争力の強化のために

- わが国金融機関の更なる国際競争力の強化の観点からは、金融グループの円滑な形成を通じて、顧客ニーズの変化に柔軟に対応することを可能とするため、欧米同様の業務範囲規制の一層の柔軟化が望まれる(米国の個別承認制、グランドファーザー制度の導入等)